

新たな総合評価方式の提案

論点1

過去の工事成績等から工事の品質確保に関する一定の基準を設定する

赤字受注による品質低下を認めないため、応札率に基づく施工体制を確認する基準を設定してはどうか？

総合評価での対応

1件毎の原価割れ
(推定)

1件工事の施工体制に無理

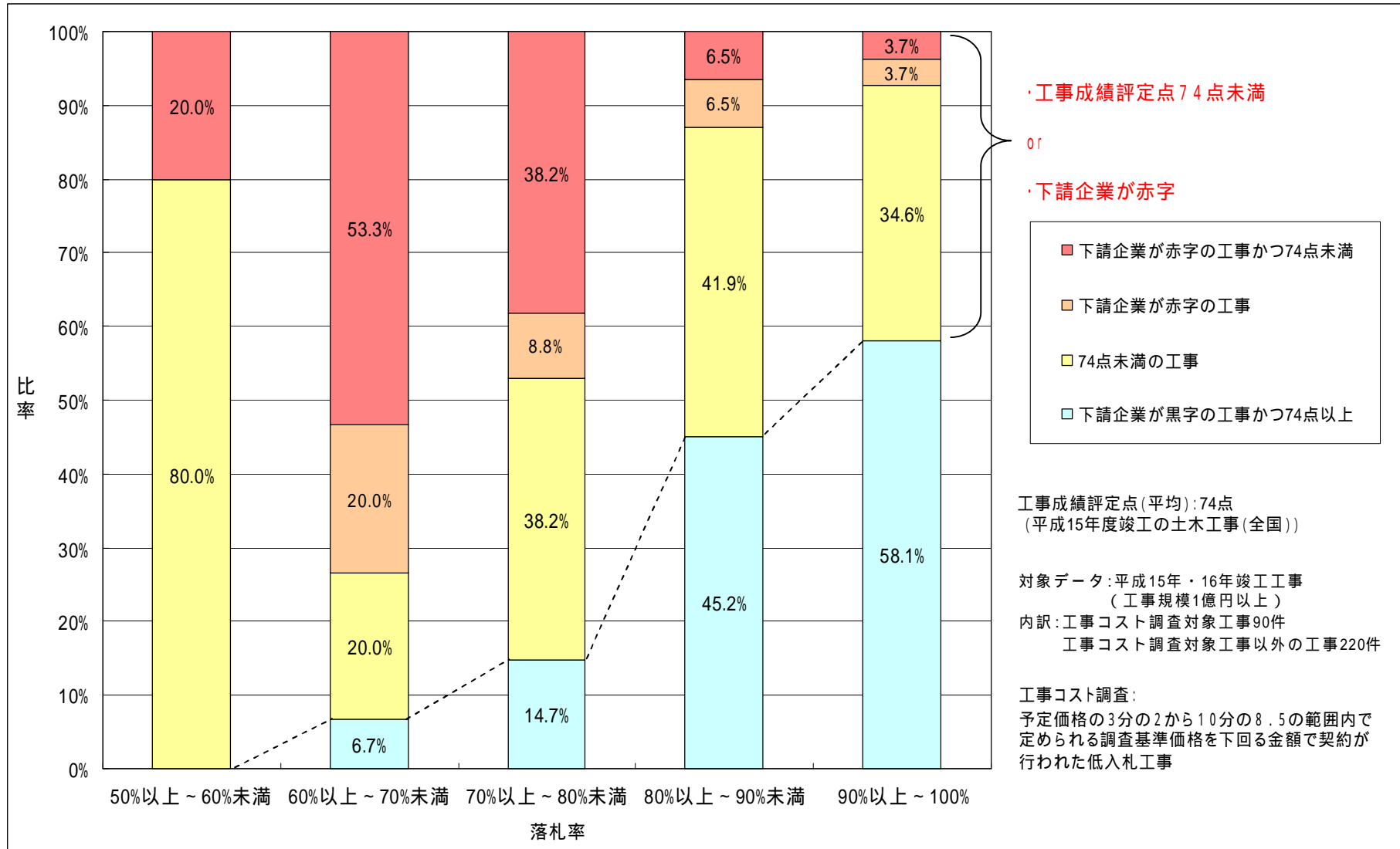
品質の低下

技術力向上のための投資
余力の低下等

中長期的
品質低下

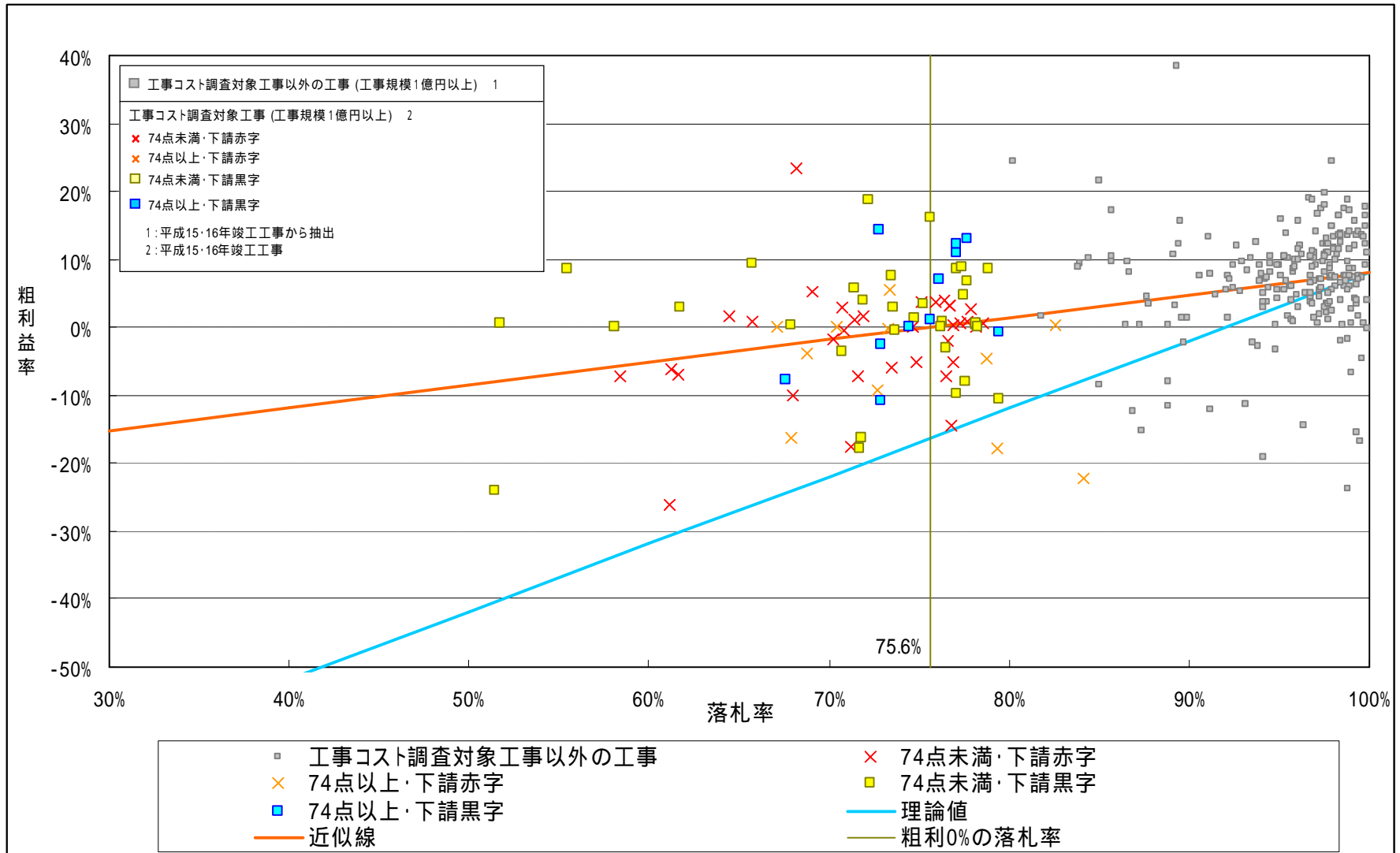
参考

【落札率と工事品質等との関係を示すグラフ1】



参考

【落札率と工事品質等との関係を示すグラフ2】



— : 工事コスト調査対象工事以外の工事220件 + 工事コスト調査対象工事90件の実績回帰線

— : 工事原価は変えないで粗利益のみ圧縮して落札した場合

— : 実績回帰線において、粗利益率0%となる落札率

粗利益率 : (請負金額 - 工事原価) / 予定価格

基準の設定(案)

落札率が概ね80%を下回る場合

隣接地に資材基地を持っているなどの特別な好条件がそろわない限り工事原価が確保できず、下請への不当なしわ寄せや平均的な工事の品質が確保できなくなる懸念が大きい。

落札率が概ね60%を下回る場合

隣接地に資材基地を持っているなどの特別な好条件がそろったとしても工事原価が確保できず、下請への不当なしわ寄せや平均的な工事の品質が確保できない。

論点2

品質確保基準を総合評価における技術評価(施工体制の確認)の中で考慮する

- ・工事費内訳書を活用し、施工体制を確認
 - ・また、工事の品質確保の確実性についても確認
- 施工体制が不十分な場合、技術提案を採用しない。
(但し、ヒアリングによる審査・確認を必須とする)

施工体制確保の確認、及び工事の品質確保の確実性の評価に際して、「施工体制を確認する基準」を前提として審査を行う。

(参考) 公共工事品質確保法

第12条3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる

論点3

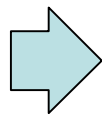
施工体制図、元下間の契約書類、品質確保方法を
確認する資料等を求める

・技術資料として以下の資料を求める

施工体制図(主たる工種に関する施工体制台帳)

元下間の契約書類(例えば、仮契約書、見積書)

品質確保方法を確認する資料



下請業者に対する赤字の押しつけの
有無を確認

英国 : プライム契約

対象工事

- ・道路など社会資本整備

契約方式

- ・元請業者が当該プロジェクトの設計、施工、維持管理など一括して請負う契約方式
- ・契約期間は通常7年

入札段階

- ・すべての入札参加者に対して、施工体制(契約予定下請け業者等)等について、発注者への提出を義務付け

工事段階

- ・当該プロジェクトの品質確保と円滑な実施を目的として、元請業者は、当該プロジェクトにかかる経理(契約、支払書類等)を、発注者および会計検査院に開示し、審査を受ける(オープンブック)

米国 : CM契約(アットリスク)

対象工事

- ・建築関連や大規模工事が多い

契約方式

- ・CM業者が工事を一括して請負契約を締結し、専門工事業者はCM業者と契約(設計にも関与)

工事段階

- ・専門工事業者の選定および契約額については、発注者の同意が必要
- ・請負業者は、専門工事業者への経理(契約、支払書類等)を、発注者に開示し、審査を受ける(オープンブック)

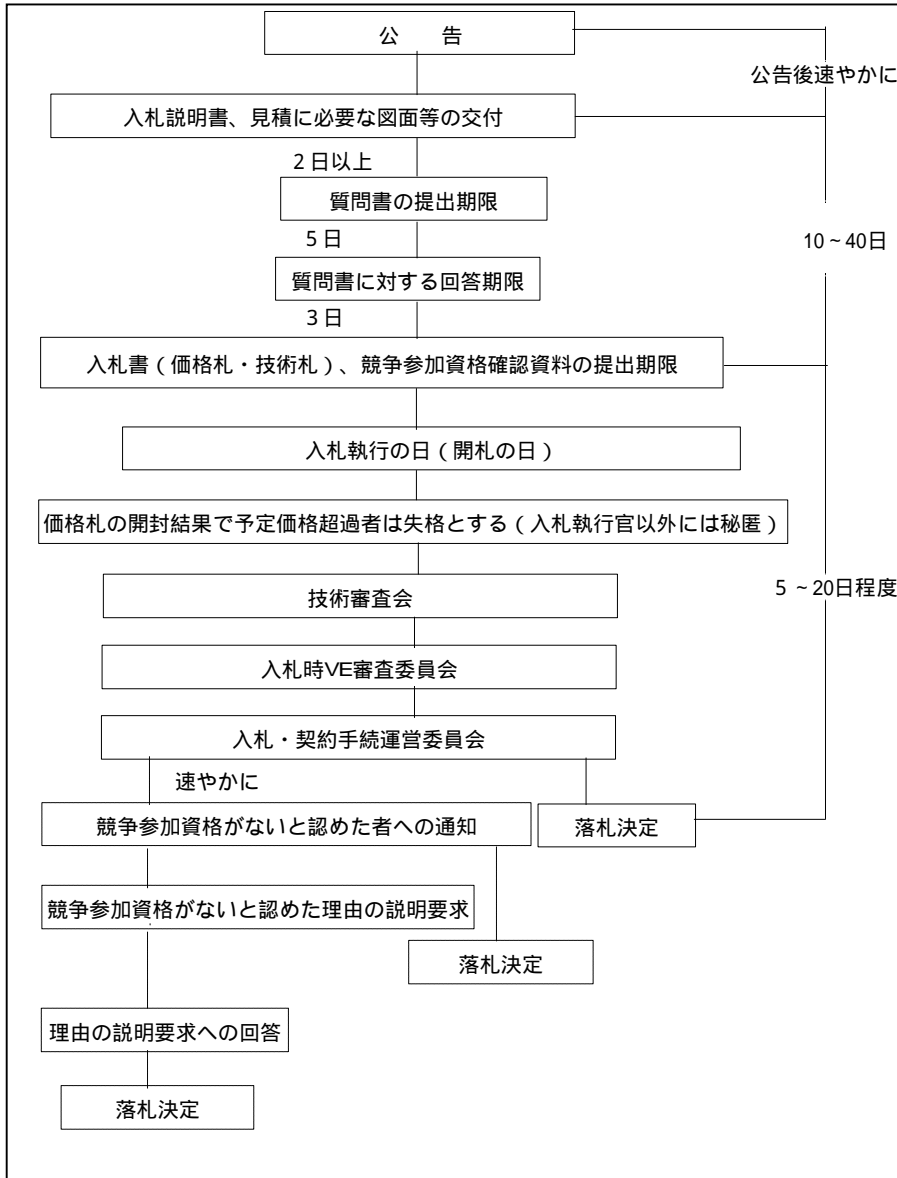
米国 : 下請けボンドについて

- ・元請業者が破綻した場合に、下請け業者への支払を保証するための保険
(米国法制度は、元請不払い時に下請け業者が発注者に支払いを請求できる。)
- ・元請業者が発注者に保険を提出

参考

施工体制を確認し評価を行う総合評価方式の試行においては、事後審査型一般競争方式の導入を検討。

【事後審査型方式(案)】



【従来の方式】

